様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和７年　６月２３日

福井県知事　殿

提出者

住所　福井市順化一丁目８番２２号

氏名　清水建設株式会社　北陸支店
福井営業所　　所長　脇田　真次

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 ０７７６－２３－１２２３

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	清水建設株式会社　北陸支店　福井営業所
事業場の所在地	福井市順化一丁目８番２２号
計画期間	令和７年４月１日　～　令和８年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	Ｄ０６（総合工事業）
②事業の規模	令和６年度元請完成工事高９，４２７，１９２千円
③従業員数	３７人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙①のとおり」

（日本産業規格　A列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）「別紙②－１、２のとおり」

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
排出量	t	t

（これまでに実施した取組）「別紙③のとおり」

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
排出量	t	t

（今後実施する予定の取組）「別紙③のとおり」

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 作業所の規模や工程毎に適する分別ステップを定め、計画、実施した。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 作業所の規模や工程毎に適する分別ステップを定め、計画、実施した。

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（　令和６　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）「特になし」</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）「特になし」</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="3">【前年度（　令和６　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）「特になし」</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）「特になし」</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="2">【前年度（　　令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行った
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="2">（これまでに実施した取組）「特になし」</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="2">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行う
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="2">（今後実施する予定の取組）「特になし」</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">①現状</td><td colspan="3">【前年度（　令和６　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙④のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への
処　理　委　託　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処　理　委　託　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への
処　理　委　託　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処　理　委　託　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）別紙④のとおり</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物の種類</td><td>別紙④のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への
処　理　委　託　量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処　理　委　託　量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への
処　理　委　託　量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処　理　委　託　量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）別紙④のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと。

別紙②－１

シミズの廃棄物・リサイクルガバナンス

安全環境本部
制定：2004. 10. 01.
第１回改訂：2005. 07. 01.
第２回改訂：2006. 01. 01.

産業廃棄物関連に対する管理体制

社　長

《方　針》
経営理念
会社の方針
↓
清水地球環境憲章
環境基本方針

トップ・マネジメント(EMS体制)
〔代表取締役副社長〕

地球環境委員会
２回／年
委員長：社長

【全社安全環境総括】
・建築担当代表取締役副社長
・土木担当代表取締役副社長

○経営資源(人員・予算等)の適切な配分

『年度建築土木事業部門環境保全行動計画』
〔全社建設副産物適正処理計画を含む〕
〔目的・目標、重点施策〕

次年度計画案承認
年度実施状況報告
不具合事例報告

日常の報告・指示

報告事項・案件等の
承認・指示

【安全環境本部長】
※　全社建設副産物適正処理計画⇒『年度建築土木事業部門環境保全行動計画』の中で展開
※　教育実施(安全環境管理講座、石綿特別教育、ダイオキシン特別教育他)

○全社ルールの伝達
・建設副産物管理規定
・建設副産物取扱要領(帳票類含む)
・作業所ハンドブック
・解体改修工事ハンドブック
・環境リスク管理シート
・石綿リスク管理シート
○関係情報の開示(イントラを通じて)
・不具合事例・関係法令最新情報
・関係社会動向

○関係法最新状況・社会動向を分析し規定・要領・施策に反映。
○部門・作業所の実施状況を把握し、規定・要領・施策に反映。
○日常の石綿・ダイオキシン・PCB等の有害物質管理の全社取纏管理(各管理シートによる)。
○全社安全環境部長会議の開催(1 回／年)
○緊急時対応
○不具合再発防止策の立案と周知徹底
◇推進ポスター・垂幕の作成・配布

・部門建設副産物総括責任者による報告
実施状況報告書(2 回／年)

【事業部門建設副産物総括責任者】
【事業部門安全環境部長】
○所属の環境保全行動計画(副産物計画含)立案
・　方針、基本姿勢
・　目的、目標
・　重点施策
・　部門環境教育

作業所適正処理巡回による状況把握
３回／年　安全環境本部へ報告

・具体的取組
ルールの伝達

・部署・作業所における実績報告

Ｋａｎたすによるデータ報告
：毎月１回

【作業所建設副産物処理責任者】
○作業所建設副産物適正処理計画
及び実績書(着工・竣工時)
○環境リスク管理票
○Ｋａｎたす一元化管理システムの活用

自主点検表による自己チェック

社外への情報公開

〔清水環境社会報告書(第三者保証)(年１回)〕

地域社会
近隣説明
町内会協力
周辺美化

顧　客
営業用各種資料
ゼロエミ計画書

投資家
投資家用パンフ

マスコミ関係
取材対応
アンケート対応

行　政
各種法定報告の提出
施策協力

同業他社・業界団体
情報交換
施策協力
委員派遣

社会評価の
情報収集・分析

報告・情報開示，発信

関係会社・取引業者

・関係会社〔主要９社→「ＳＥＧＡ21」「連絡協議会(1 回／２月)」〕
・取引業者(兼喜会・災害防止協・特安協・安全協議会・４Ｒ活動)

協力依頼
連携
信頼関係構築

状況把握

緊急時対応

相互関係

作業所適正処理巡回による状況把握
３回／年　安全環境本部へ報告

緊急時対応

廃棄物処理・リサイクルにおける施工段階での管理体制

法　令　厳　守

資源循環の輪

【リサイクル業者】
【メーカーリサイクル】
【広域再生指定業者】
廃石膏ボード等１６社

グリーン調達

【作業所】
・優良業者選定と委託契約立案
・ゼロエミッション活動
・４Ｒ活動
・分別活動
・環境リスク管理
・環境リスク管理ｼｰﾄ
・環境事故速報
・日常取引業者教育
・ポスター、垂幕の掲示

【取引業者】
・無梱包搬入・通い箱
・プレカット

※委託契約は事業部門安全環境部長
建設副産物一元化・回収システム
・運営主体は事業部門安全環境部

【収集・運搬】
・優良業者

【中間処理】
・優良業者

【最終処分場】
・優良業者

※マニフェスト伝票適正管理
〔竣工後部門へ移管〕
・保管：５年
・責任者：部門安全環境部長

別紙①

産業廃棄物の一連の処理工程

がれき類	・再生処理業者へ委託　→　再生砕石として再資源化 ・中間処理業者（破砕）へ委託　→　処理後、リサイクル不可のみ埋立処分
ガラスくず及び 陶磁器くず	・再生処理業者へ委託　→　原料として再資源化 ・中間処理業者（破砕）へ委託　→　処理後は埋立処分 ・再生処理業者へ委託（石膏ボード）　→　原料として再資源化 ・再生処理業者へ委託（石膏ボード）　→　土壌改良材として再資源化
金属くず	・回収業者へ売却 ・再生処理業者へ委託　→　再生後は原料として再資源化
木くず	・再生処理業者へ委託　→　木材チップとして再資源化 ・再生処理業者へ委託　→　セメントの原料として再資源化 ・再生処理業者（RPF製造）へ委託　→　処理後は燃料として再資源化
紙くず	・回収業者へ売却（ダンボール） ・再生処理業者（RPF製造）へ委託　→　処理後は燃料として再資源化 ・中間処理業者（焼却）へ委託　→　処理後の燃え殻は埋立処分
繊維くず	・再生処理業者（RPF製造）へ委託　→　処理後は燃料として再資源化 ・中間処理業者（焼却）へ委託　→　処理後の燃え殻は埋立処分
廃プラスチック類	・再生処理業者へ委託　→　原料として再資源化 ・再生処理業者（RPF製造）へ委託　→　処理後は燃料として再資源化 ・中間処理業者（破砕）へ委託　→　処理後は埋立処分
混合廃棄物	・中間処理業者へ委託　→　上記の各種類別に分別後、上記の処理工程を行う ・中間処理業者へ委託　→　処理後は埋立処分
汚泥	・再生処理業者（固化）へ委託　→　処理後は改良土として再資源化 ・中間処理業者（焼却）へ委託　→　処理後はセメントの原料として再資源化 ・中間処理業者（脱水・混練）へ委託　→　処理後、リサイクル不可のみ埋立処分
水銀使用製品 産業廃棄物	・再生処理業者（破砕、脱水銀化）へ委託　→　処理後は原料として再資源化
廃油	・再生処理業者（混合、油水分離）へ委託　→　処理後は燃料として再資源化
廃アルカリ、廃酸	・中間処理業者（中和）へ委託　→　処理後は埋立処分
石綿含有産業 廃棄物	・最終処分は埋立処分
廃石綿	・セメント固化後　→　埋立処分 ・固型化、安定化等（二重梱包）　→　埋立処分

別紙②－２

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

総括責任者		組織名 ： 北陸支店　　役職 ： 副支店長
廃棄物担当		組織名 ： 安全環境部　　組織人数 ： 8人
役割	建設副産物 対策委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、適正処理の推進、最終処分率の低減、建設副産物総量の削減等を計画的に進める上で必要な事項を検討する。 ・委員長―副支店長　・委員―関連部署部長 ・事務局―安全環境部
	部門建設副産物 総括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	安全環境部	○廃棄物処理計画の推進 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結（電子契約（DocuSign）を推進） ○マニフェスト伝票の配布、管理の推進 ○電子マニフェスト実施の推進 ○特別管理産業廃棄物管理責任者、有資格者等の配置の確認 ○監督官庁への各種報告 ○社員、取引業者に対する教育、啓発 ○各作業所に対する情報提供、支援及び指導 ○石綿事前調査結果報告窓口

建設副産物管理体制

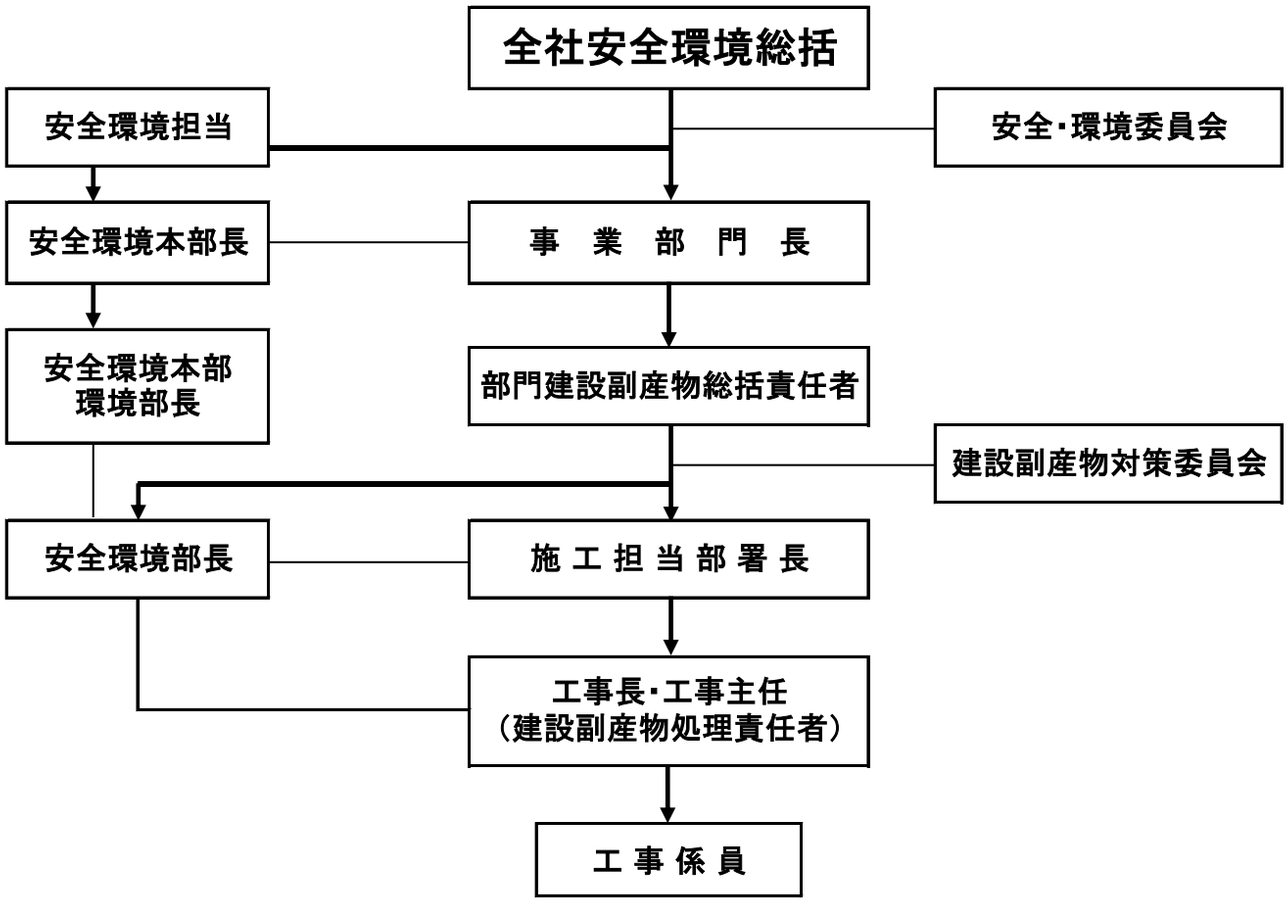

別紙③

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度　（令和６年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器くず	がれき類	紙くず	木くず	混合廃棄物
排 出 量	4,176.60 t	58.10 t	0.60 t	18.10 t	3,573.10 t	5.60 t	153.70 t	137.60 t
産業廃棄物の種類								
排 出 量	t	t	t	t	t	t	t	t

（これまでに実施した取組）

① 各作業所における３Ｒ運動―Reduce（減らす）、Reuse（再使用）、Recycle（再資源化）にRefuse（入れない）を加えた４Ｒ運動を実施。

② 分別の徹底と鉄等（有価物）のダイレクトリサイクルを推進。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器くず	がれき類	紙くず	木くず	混合廃棄物
排 出 量	3,758.94 t	52.29 t	0.54 t	16.29 t	3,215.79 t	5.04 t	138.33 t	123.84 t
産業廃棄物の種類								
排 出 量	t	t	t	t	t	t	t	t

（今後実施する予定の取組）

① 上記をさらに推進し、４Ｒ運動を継続する。

② 梱包材の簡素化

別紙④

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器くず	がれき類	紙くず	木くず	混合廃棄物
全処理委託量	4,176.60 t	58.10 t	0.60 t	18.10 t	3,573.10 t	5.60 t	153.70 t	137.60 t
優良認定処理業者への処理委託量	4,160.60 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
再生利用業者への処理委託量	4,176.60 t	46.20 t	0.60 t	11.10 t	3,573.10 t	5.30 t	153.70 t	116.70 t
認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

産業廃棄物の種類								
全処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t

（これまでに実施した取組）

① 建設リサイクル法及びその基本方針に則り、分別解体を実施、廃棄物の分別を徹底し再生利用を推進した。

② 処理内容を確認し、出来る限り再生利用業者を選定し、処理を委託契約した。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器くず	がれき類	紙くず	木くず	混合廃棄物
全処理委託量	3,758.94 t	52.29 t	0.54 t	16.29 t	3,215.79 t	5.04 t	138.33 t	123.84 t
優良認定処理業者への処理委託量	3,744.54 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
再生利用業者への処理委託量	3,758.94 t	41.58 t	0.54 t	9.99 t	3,215.79 t	4.77 t	138.33 t	105.03 t
認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

産業廃棄物の種類								
全処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t

（今後実施する予定の取組）

① 上記に加え、優良認定処理業者への委託については優良認定処理業者の認定状況を確認する。
熱回収業者についても同じ。認定処理業者が現場周辺にあれば、出来るだけ処理を優先して委託する。

② 再生利用が可能な廃棄物については再生利用業者へ処理を委託し、事前の現地調査を継続する。

③ 電子マニフェストに対応可能な業者から選定する。